

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成27年9月18日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500142 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500081 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、昭和 34 年 5 月 4 日から同年 9 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 34 年 5 月 4 日から同年 9 月 1 日に訂正し、昭和 34 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 34 年 5 月 4 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 34 年 5 月 4 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間のうち、昭和 42 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 42 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日に訂正し、昭和 42 年 1 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 42 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 42 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者資格記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 14 年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 34 年 5 月 4 日から同年 9 月 1 日まで

② 昭和 41 年 5 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

③ 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、A 社と C 社と B 社に勤務していた。三社とも、事業主は夫の叔父で、夫は後継者とみなされており、それぞれの会社に叔父の命令で転勤した。勤務に切れ目などあるわけがないのに、国の記録では、請求期間について記録が無い。同僚の転勤は第三者委員会で記録訂正が認められているようなので、夫の記録についても、請求

期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、厚生年金保険被保険者名簿により、A社及びC社の事業主は同一であり、所在地も近接していることから、両社は関連会社であると認められる上、複数の同僚が、訂正請求記録の対象者は両社に継続して勤務しており、C社が新設されるまでは、A社に勤務していた旨を陳述していることから、訂正請求記録の対象者が、請求期間①において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記複数の同僚が、訂正請求記録の対象者がC社に移るまでの期間において、業務内容等の変更はなかった旨の陳述をしていることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、昭和34年5月から同年8月までの標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における昭和34年4月の厚生年金保険の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和34年5月から同年8月に係る訂正請求記録の対象者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、同僚の陳述並びに請求者（訂正請求記録の対象者の妻）の厚生年金保険被保険者記録及び当時の記憶から判断すると、訂正請求記録の対象者はB社及び関連会社に継続して勤務し（昭和42年2月1日にB社からC社へ異動）、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年1月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のB社における昭和41年12月の厚生年金保険の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和42年1月に係る訂正請求記録の対象者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②については、商業登記簿謄本により、訂正請求記録の対象者が請求期間②前後に厚生年金保険被保険者となっている事業所（B社）は同一であり、当該事業所は、昭和41年6月19日にD県E市からF市に移転しているが、請求期間②において継続して法人であったことが確認できる上、同僚の1名が、訂正請求記録の対象者は、移転前後の期間において継続して勤務していた旨の陳述をしていることから、訂正請求記録の対象者が、請求期間②においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、D県E市において昭和41年5月25日に

適用事業所でなくなった後、昭和 41 年 7 月 1 日に F 市において、再度適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所でなかつたことが確認できる。

また、B 社が昭和 41 年 7 月 1 日に適用事業所となつた時に被保険者となつた複数の者に照会を行つたものの、請求期間②において厚生年金保険の適用事業所要件及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかつた。

さらに、事業所は全喪しており、事業主も死亡している上、請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500146 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500080 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に A 社 B 事業所に入社し、事務に従事していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 56 年 8 月 1 日となっている。

調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険加入記録及び複数の同僚の陳述から、勤務開始時期の特定はできないものの、請求者が、請求期間のうち一部期間において A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者と同様に A 社 B 事業所において事務職であったと陳述する同僚について、それぞれの記憶する勤務開始時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較したところ、複数の者が、勤務開始時期よりも後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、必ずしも、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社は解散している上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者も、請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。